

鹿児島県工業技術センター技術指導関連発明準則

鹿児島県工業技術センター技術指導関連発明規程を次のように制定する。

(目的)

第1条 鹿児島県工業技術センター(以下、「センター」という。)が行う技術指導に関連して得られる発明等の取扱いについては、本規程の定めるところによる。

(確認書)

第2条 センターの長(以下、「所長」という。)は、センターの行う技術指導に関連して発明の得られる可能性のある場合は、本規程に従い、あらかじめ技術指導に関連し得られる発明(以下、「技術指導関連発明」という。)の取扱いに関する確認書を、技術指導を受ける者(以下、「被指導者」という。)との間に取りかわすものとする。

(単独出願)

第3条 鹿児島県知事(以下、「知事」という。)は、センターに属する職員が、技術指導関連発明を独自に行った場合は、単独で特許出願するものとする。

2 知事は、被指導者に属する職員が、技術指導関連発明を独自に行った場合において、被指導者が特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前に知事の同意書を得させるものとする。

(共同出願)

第4条 知事は、センターに属する職員及び被指導者に属する職員が共同して技術指導関連発明を行った場合においては、被指導者と共同出願を行うものとする。

但し、契約で知事が単独で出願する旨の別段の定めをしたときは、この限りではない。

(出願事務の委任)

第5条 知事は、前2条に係る事務を、所長に委任する。

2 所長は、前2条に係る事務の処理状況について、事務処理後すみやかに知事に報告するものとする。

(第三者に対する実施の指示)

第6条 知事は、第3条第2項の規定に基づき得られる被指導者の技術関連発明に関する特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下、「被指導者特許権等」という。)を、被指導者以外の者(以下「第三者」という。)に実施させることが公共の利益のために特に必要であると認められる場合には、当該被指導者特許権等を知事の指定する第三者に知事の指示する条件の範囲内で実施許諾することを、被指導者に指示することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第7条 知事は、第4条の規定に基づき得られる特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下、「共有特許権等」という。)について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第三者に対して当該権利の実施を許諾することができる。

(1) 被指導者が、技術指導終了後2年目以降において、当該共有特許権等を正当な理由なく実施しないとき。

(2) 技術指導終了後において、当該共有特許権等を第三者に実施させることが公共の利益のために必要であるとき。

2 知事は、前項の規定により、第三者に対し実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

第8条 知事は、被指導者が共有特許権等を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る知事の持分に応じ知事及び被指導者に帰属するものとする。

(準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

附 則 この規定は公布の日より、施行する。